

西奈良県民センター所長に対する事務委任規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十六号

西奈良県民センター所長に対する事務委任規則を廃止する規則

西奈良県民センター所長に対する事務委任規則（昭和六十年三月奈良県規則第四十五号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。